

(第5条による基本契約書の参考様式)

債券貸借取引に関する基本契約書

(以下、甲という)と (以下、乙という)は、甲乙間で行う債券貸借取引に関し、以下のとおり基本契約を締結する。個別の債券貸借取引に係る契約は、別途本基本契約に基づいて締結するものとする。

第1条(定義)

本基本契約書及び個別契約における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債券貸借取引 当事者のどちらか一方(貸出者)が、他方(借入者)に債券を貸出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同量の債券を返済する債券の消費貸借取引(以下、個別取引という)をいう。
- (2) 貸出者 個別取引において、債券の貸出を行う者をいう。
- (3) 借入者 個別取引において、債券の借入を行う者をいう。
- (4) 個別契約 本基本契約に基づいて、両当事者が個別取引に関し締結する契約をいう。
- (5) 貸借期間 取引実行日から取引決済日までの期間をいう。
- (6) 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭をいう。
- (7) 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率として、個別契約で定めるものをいう。
- (8) 対象銘柄 取引の対象となる債券の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
- (9) 貸借数量 対象銘柄の額面総額として、個別契約で定めるものをいう。
- (10) 取引実行日 貸借期間の開始日として、個別契約で定めるものをいう。
- (11) 取引決済日 貸借期間の終了日として、個別契約で定めるものをいう。
- (12) 時価 債券にあっては経過利子を含む額面100%当たりの市場価格に基づく価額割合又は合理的に算定された価額割合をいい、その他の有価証券等にあっては1単位当たりの合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。
- (13) 時価総額 時価に数量を乗じた価額をいう。
- (14) 担保金 貸出者が、債券返済請求権その他個別取引に関連して、借入者に対して有するいっさいの債権を担保するために借入者から受領する金銭をいう。
- (15) 金利 担保金に付される利息をいう。
- (16) 担保金利率 金利算定の基準となる料率として、個別契約で定めるものをいう。
- (17) オープンエンド取引 個別契約締結時に取引決済日を定めず、貸出者又は借入者のいずれかがその後指定する取引決済日に終了する個別取引をいう。
- (18) 基準担保金額 借入者が維持すべき担保金の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- (19) 基準担保金率 基準担保金額算定の基準となる料率として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- (20) 代用価格 代用有価証券等(第5条第2項に定義される)の評価額として、付属覚書で定めるものをいう。
- (21) 上限許容担保金額 貸出者が借入者に対して担保金を返還することを要しない上限の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- (22) 下限許容担保金額 借入者が貸出者に対して担保金を追加することを要しない下限の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- (23) 営業日 日本国内において、甲乙がともに営業を行っている日をいう。
- (24) 付属覚書 すべての個別取引に適用される条件として、両当事者が合意する事項を記載する書面をいう。

第2条(個別取引契約書の作成)

個別取引を行うに際し個別契約により合意した事項を確認するため、甲乙各々の代表者又は代表者の代理人は遅滞なく個別取引契約書を作成し、記名押印して交換するものとする。

2 本基本契約書、付属覚書及び個別取引契約書は一体となって当該個別取引に関する単一の契約を構成するものとする。

本基本契約書と付属覚書との間に抵触する規定がある場合には付属覚書の規定が本基本契約書の規定に優先し、付属覚書と個別取引契約書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引契約書の規定が付属覚書の規定に優先するものとする。

第 3 条（債券の貸出及び返済、貸借料の支払）

貸出者は、対象銘柄について貸借数量の債券を取引実行日に借入者に貸出すものとする。

- 借入者は、前項により貸出された債券と同種、同量の債券（以下、貸借対象債券という）を取引決済日に貸出者に返済するものとする。
- 借入者は、借入れた債券について、個別契約に定める貸借料率等の条件及び付属覚書の定めに従い、貸借料を貸出者に対し支払うものとする。

第 4 条（債券の引渡）

本基本契約に基づく債券の貸出及び返済は、次の各号いずれかの方法によりこれを行う。

- 本券の引渡
- 名義変更登録もしくは口座振替又はこれに必要ないっさいの書類の交付。ただし、取引実行日又は取引決済日において確実に引渡請求権者への権利移転の効力が生じるに足る時間的余裕をもって行われることを要する。
- 前項(2)号の方法を用いた場合において、当該債券に関し権利移転の効力が発生しなかったときは、貸出又は返済が行われなかったものとする。

第 5 条（担保金等の差入れ及び返還、金利の支払）

借入者は、個別取引に関し担保を差入れる旨合意した場合は、取引実行日に個別契約に定める担保金を差入れるものとする。

- 借入者は、貸出者が事前に同意する場合には、担保金及び第 6 条第 1 項に定める追加担保金の全部又は一部を、貸出者の定める基準により有価証券等（以下、代用有価証券等という）をもって代用することができる。
- 第 2 項により代用有価証券等を借入者が貸出者に差入れる場合には、借入者は、当該代用有価証券等上に貸出者が適当と認める担保権を設定するために必要な手続を当該担保差入期日までに行うものとする。ただし、別段の合意がある場合にはこの限りでない。
- 貸出者は、各個別取引の取引決済日に当該個別取引に係る担保金及び代用有価証券等（以下、担保金等という）を返還するものとする。
- 前項により返還される担保金等のうち代用有価証券等については、前項の規定にかかわらず、取引決済日以降速やかに代用有価証券等上に設定された担保権を解除して借入者に返還するものとする。
- 貸出者は、受入れた担保金について、個別契約に定める担保金利率等の条件及び付属覚書の定めに従い、金利を借入者に対し支払うものとする。
- 借入者に第 10 条各号に掲げる事由が発生した場合には、担保金等は借入者の貸出者に対するいっさいの債務を共通に担保するものとする。

第 6 条（不足担保金の追加及び余剰担保金の返還）

各個別取引について担保金等を差入れた後、貸借対象債券又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金及び代用有価証券等の代用価格の総額（以下、担保金額という）が下限許容担保金額を下回った場合には、借入者は、貸出者に対して、付属覚書の定めに従い、担保金額が基準担保金額を下回らないように追加担保金等を差入れるものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

- 各個別取引について担保金等を差入れた後、貸借対象債券又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金額が上限許容担保金額を上回った場合には、貸出者は、借入者に対して、付属覚書の定めに従い、担保金額が基準担保金額を下回らない限度で余剰担保金等を返還するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 7 条（貸借期間中の対象銘柄に発生する償還金）

個別契約において、貸借期間中に対象銘柄が償還され、その未償還額が貸借数量を下回った場合には、当該個別契約所定の貸借数量は、当然に未償還相当額まで減額されるものとする。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。

- 前項本文の場合には、借入者は、当該対象銘柄の発行者が減額された貸借数量に関し償還した額に相当する金額を、償還日と取引決済日の間における両当事者が合意した日に貸出者に対して支払うものとする。
- 第 1 項により減額された部分に関する貸借料は、取引実行日から前項の支払日前日までの実日数について支払われるも

のとし、借入者は、第3条第3項にかかわらず、これを前項所定の金額と同時に、貸出者に対して支払うものとする。

- 4 借入者が、第1項の場合において、減額後の貸借数量の全部又は一部に相当する対象銘柄の債券を取引決済日までに入手することができなかつたときは、借入者は、貸出者の同意を得て、取引決済日の前営業日における当該債券の時価に基づいて当該債券の購入に要する金額を貸出者に支払うことにより、債券の返済に代えることができる。

第8条（貸借対象債券の利金の取扱）

借入者は、貸借期間中に貸借対象債券に発生した利金相当額を利払日等の両当事者が合意した日に貸出者に対し支払うものとする。

- 2 個別取引における貸借期間中に対象銘柄の発行者がその利金の支払遅延又は支払不能に陥った場合には、次の各号に従うものとする。

- (1) 当該貸借期間中に利金支払が再開されたとき

当該利金の支払が再開された日以降、借入者は速やかに利金相当額を貸出者に対して支払うものとする。

- (2) 当該貸借期間中に利金支払が再開されなかつたとき

借入者は、貸出者に対して当該利金請求権の付されている貸借対象債券を返済するものとする。

第9条（同時履行）

各個別取引に係る債券の貸出と担保金の差入れ及び貸借対象債券の返済と担保金の返還は同時に行われるものとする。ただし、付属覚書に別段の定めがある場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一方当事者に第10条の事由が既に発生し、又は発生すると信じるに足りる相当の理由がある場合には、相手方は当該当事者に対する債券の引渡もしくは返済又は担保金の差入れもしくは返還を拒むことができる。

第10条（債務不履行による解除）

一方当事者（以下、不履行当事者という）が、次の(1)号から(6)号までのいずれかに該当することとなった場合は当然にすべての個別契約は解除されたものとする。また、(7)号から(11)号までのいずれかに該当することとなった場合は相手方（以下、解除当事者という）は、債務不履行当事者に対する通知により、全部又は一部の個別契約を解除することができる。通知による解除は債務不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- (3) 本基本契約上相手方に対して有する金銭支払請求権又は債券の引渡もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡もしくは質権設定の通知が発送されたとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (6) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となつたとき
- (7) 本基本契約上相手方に対して負う債券、金銭、代用有価証券等の引渡又は返還返済債務の一部でも履行を遅滞したとき（ただし、相手方の同意により履行期日を延期した場合には、この限りでない）
- (8) 10億円以上の本基本契約以外に基づく債務に関し、期限の利益を喪失したとき
- (9) 書面により、本基本契約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき
- (10) 前各号のほか、本基本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し契約違反があり、相手方からの通知後5営業日以内に治癒されないとき
- (11) 借入者に関する保証人（本基本契約に基づく債務を保証するものに限る）が前各号のいずれかに該当するに至り、借入者が速やかにこれに代わる担保措置を講じなかつたとき

第11条（解除による清算）

前条により個別契約が解除された場合には、当該個別契約のすべてについて次の(1)号の金額と(2)号の金額を差引計算し、前者が後者を上回る場合には、不履行当事者は直ちにその差額を解除当事者に支払うものとし、前者が後者を下回る場合には、解除当事者が不履行当事者に対し直ちにその差額を支払うものとする。かかる場合、両当事者は、解除されたすべての個別契約に関して、本条に定める義務を除くいっさいの義務から免れるものとする。

- (1) 当該不履行当事者を借入者とする解除されたすべての個別契約に関する解除日における貸借対象債券の時価総額並びに貸借期間に係る貸借料及びこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を貸出者とする解除されたすべて

の個別契約に関する解除日における担保金の金額及び代用有価証券等の時価総額並びに貸借期間に係る金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額

(2) 当該不履行当事者を貸出者とする解除されたすべての個別契約に関する解除日における貸借対象債券の時価総額並びに第13条に準じて計算される貸借料及びこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を借入者とする解除されたすべての個別契約に関する解除日における担保金の金額及び代用有価証券等の時価総額並びに第13条に準じて計算される金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額

2 前項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、解除されたすべての個別契約について生じた損害を賠償するものとする。

第 12 条 (遅延損害金)

本基本契約に基づいて一方当事者が相手方に支払うべき金銭又は引渡すべき債券、代用有価証券等の支払又は引渡が、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日から支払に至るまでの間、(1)金銭の場合は当該金額、(2)債券の場合は当該取引実行日もしくは当該取引決済日における時価総額又は引渡日もしくは返済日における時価総額のいずれか高い価額、また、(3)代用有価証券等の場合は代用価格に、それぞれ年利率〇% (1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。

第 13 条 (中途解約)

甲及び乙は、その合意により、取引決済日の前日以前において個別契約を解約することができる。この場合、借入者は貸借対象債券を返済し、貸出者は担保金等及び金利を直ちに返還するものとする。

2 前項の場合における貸借料は、取引実行日から返済日の前日までの実日数について支払われるものとする。

3 第1項における金利は、担保金等差入日から返済日の前日までの実日数について支払われるものとする。

第 14 条 (差引計算)

解除当事者は、第11条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と不履行当事者に対する金銭支払債権又は債務とをその期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる。

2 前項の相殺に加え、解除当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。

3 前2項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。

4 解除当事者は、第11条に基づき不履行当事者に対して金銭支払債権を取得した場合、両当事者間のいっさいの取引に関して占有している動産、手形その他有価証券を処分することができる。かかる場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらずかかる債権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。

第 15 条 (オープンエンド取引)

両当事者が個別契約においてオープンエンド取引を行うことに合意した場合には、借入者又は貸出者は、当該取引の開始後、付属覚書に定める方式で相手方に通知することにより取引決済日を指定できるものとし、両当事者は付属覚書の定めに従い、貸借料及び金利を支払うものとする。

2 前項の場合、第11条第1項(1)号における貸借期間は、第1条(5)号の定義にかかわらず、取引実行日から解除された日までとする。

第 16 条 (外国通貨による支払等)

本基本契約に基づく貸借料及び担保金等の外国通貨による授受の方法、換算並びに外国為替先物予約の取扱いについては、別途定めるところによる。

第 17 条 (権利の譲渡、質入れの禁止)

本基本契約に基づくいっさいの権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入れすることができないものとする。

第 18 条 (通知)

本基本契約に基づく通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、電話その他当事者間で合意した方法により、以

下の通知先に宛てて行う。下記の又は別途定める通知先に変更が生じた場合には、当該当事者は直ちに他の当事者に対し変更後の通知先を通知するものとする。

甲 会 社 名：
部 署 名：
電 話：
[電子メール]：

乙 会 社 名：
部 署 名：
電 話：
[電子メール]：

2 一方当事者が前項又は別途定める相手方の通知先に宛てて行ったいっさいの意思表示又は通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、通常到達すべき時期に相手方に到達したものとみなす。

第 19 条（報告及び調査）

一方当事者は、その財産、経営及び業況について相手方から書面により正当な理由を付して請求があったときは、客観的に必要な限度で報告し、また調査に必要な便益を提供するものとする。

第 20 条（合意管轄）

甲及び乙は、本基本契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 21 条（準拠法）

本基本契約の準拠法は日本法とする。

第 22 条（協議）

本基本契約に定めのない事項は、金融商品取引に関する法令、金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度甲乙協議のうえ決定する。

以上の条項を証するため、本基本契約書 2 通を作成し、甲乙各々の代表者又は代表者の代理人が記名捺印し交換するものとする。

年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩